

議案第52号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長、副町長及び教育長の諸給与条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長、副町長及び教育長の諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引

上げ及び期末手当支給月数の調整をするため、町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正する必要がある。

令和元年12月13日原案可決